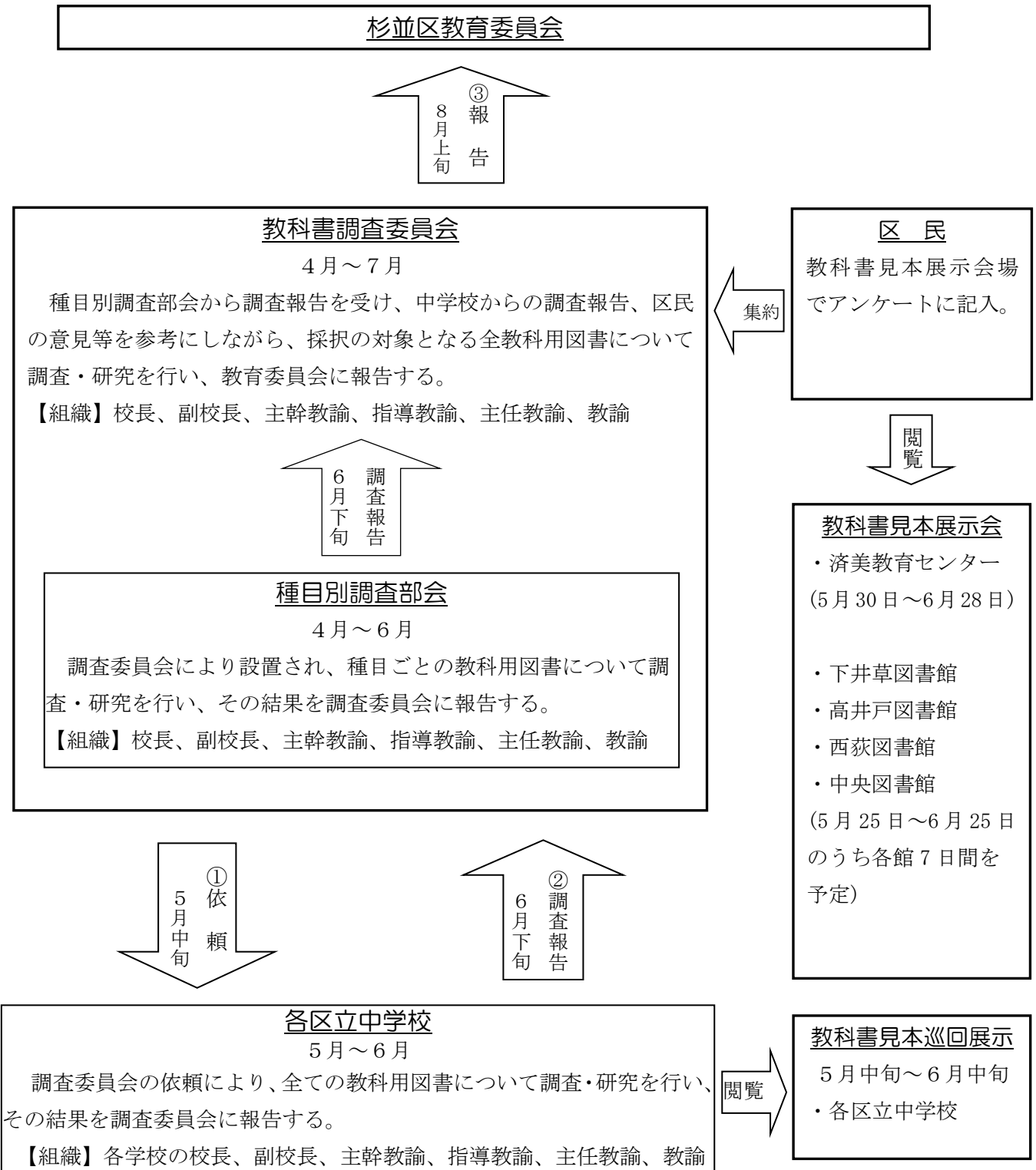


## 中学校及び特別支援教育教科用図書の採択事務について

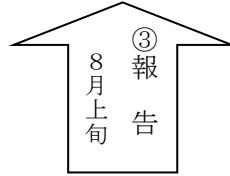
- 1 法令根拠**（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条）  
義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までにしなければならない。
- 2 中学校教科用図書の採択事務**
  - ・令和7年度より中学校で使用する各教科（種目）の教科用図書を採択。
  - ・採択した教科用図書は、令和7～10年度の4年間使用する予定。



### 3 特別支援教育教科用図書の採択事務

- ・高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、  
(中略)、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。(学校教育法附則第9条)

杉並区教育委員会

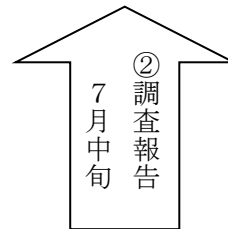
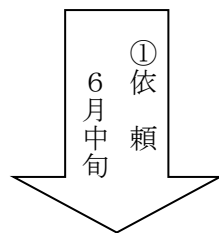


特別支援教育教科書調査委員会

6月～7月

区立特別支援学校及び特別支援学級設置校からの調査報告に基づき、教科用図書を調査・研究し、教育委員会に報告する。

【組織】区立特別支援学校並びに特別支援学級設置校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭の中から教育委員会が任命する。



区立特別支援学校・特別支援学級設置校

6月～7月

調査委員会の依頼により、採択の対象となる教科用図書について調査・研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

【組織】区立特別支援学校並びに特別支援学級設置校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭